

小規模保育事業所の自主整備・開設をお考えの方へ

小規模保育事業所(A型) 自主整備計画 適格性審査実施要領

平成 30 年 2 月

市川市こども政策部
こども施設計画課

目 次

A. 募集概要

A 1. 審査対象となる案件	1
A 2. 審査対象となる施設	1
A 3. 受審申請期間	1
A 4. 整備対象地域	1
A 5. 開設日	1
A 6. 整備物件に求める要件	2
A 7. 申請資格	2
A 8. 認可外保育施設（簡易保育園）から移行する場合の留意点	3
A 9. その他留意事項	3

B. 運営に関する要件

B 1. 定員及び受入年齢	4
B 2. 開園時間	4
B 3. 休園日	4
B 4. 給食	4
B 5. 職員配置等	5
B 6. 連携施設について	6
B 7. 通常保育以外の事業（サービス）について	6
B 8. 経理について	6
B 9. その他運営に関する要件	6

C. 施設及び設備の整備に関する要件

C 1. 施設及び設備	7
C 2. その他整備に関する要件	7
C 3. 施設名称（園名）について	7

D. 申請から開設までのスケジュール

E. 申請方法・審査及び整備の流れ

E 1. 事前協議	9
E 2. 本申請	10
E 3. 審査及び審査結果通知	12
E 4. 施設整備・開設準備	12
E 5. 認可申請、特定地域型保育事業所の確認申請及び開設	12
E 6. 辞退について	12
E 7. 提出書類の取扱い	13
E 8. 失格要件	13

F. 運営費に対する委託料・補助金

G. その他

<付表 1> 事業計画書の作成要領	15
<付表 2> 図面に記載する事項	17

A. 募集概要

市川市では、事業者が市川市からの整備費補助を受けずに小規模保育事業所(A型)を設置する計画(自主整備計画)を対象に、認可要件への適合性及び「市川市子ども・子育て支援事業計画」等との整合性の審査(適格性審査)を実施いたします。補助を受けずに小規模保育事業所の設置を予定する事業者の方は、施設整備や認可申請の前に必ずこの適格性審査を受審してください。

A 1. 審査対象となる案件

市川市からの整備費補助を受けずに小規模保育事業(A型)を設置するすべての計画が対象となります。既設の認可外保育施設(簡易保育園)から小規模保育事業所に移行する場合も対象です。

A 2. 審査対象となる施設

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第2項に基づく認可を受けて開設する小規模保育事業所(A型)。

A 3. 受審申請期間

本申請に先立つ事前協議を下記の期間中に随時受け付けます(要予約)。

○平成31年4月1日開園分

平成30年2月5日(月)～平成30年9月14日(金)

○平成32年4月1日開園分

平成30年11月1日(木)～平成31年9月13日(金)

※上記スケジュールについては、変更となることがあります。

※ただし、認可保育園・小規模保育事業所・認定こども園の新規開設や定員増等により、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく2・3号支給認定の定員数が「市川市子ども・子育て支援事業計画」における事業目標に達すると見込まれた時点で、受付を終了する場合があります。

A 4. 整備対象地域

市内全域といたします。

※整備計画地近隣に既存の小規模保育事業所、認可保育園または認定こども園がある場合、その他整備計画地周辺の状況等によっては、事業計画の見直しを求めることがあります。

A 5. 開設日

受審申請日に応じて、平成31年4月1日又は平成32年4月1日
(市川市による認可が前提です)

※整備スケジュールに十分な余裕がある場合は、施設設置地域における保育ニーズ、認可審査スケジュール、保育所運営費に関する予算状況等を勘案して、開設日の前倒しを認める場合があります。

A 6. 整備物件に求める要件

市川市小規模保育事業認可に関する審査基準(平成 27 年 7 月 22 日制定。以下「審査基準」といいます。)の定めによるもののほか、下記の要件をすべて満たす物件とします。

- (1) 本要領の「C 1. 施設及び設備」に定める要件を満たす施設を整備できること。
- (2) 既存建物である場合は、確認済証及び検査済証が交付されていること。ただし、検査済証が交付されていない建物であっても、建築基準法適合状況調査により既存不適格建物と判定される場合は要件を満たすものとする。
- (3) 建築基準法上の用途を「保育所」とするか、既存建物である場合は確実に「保育所」に用途変更できること。なお、延床面積が 100 m²以下で建築確認を行わない場合であっても、建築基準法及び同法施行令上の保育所の基準を満たす旨の建築士による証明を必要とする。
- (4) 抵当権等の制限物権がついていないことが望ましい。
- (5) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号)」に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではないこと。
- (6) 賃貸物件である場合は、下記についてもすべて満たすこと。
 - ①原則として地上権や賃借権を設定すること。または建物の賃貸借契約期間を 10 年以上(開設予定日を起点とする)とすること。
 - ②本申請時点で賃貸借契約またはその予定契約を締結しているか、貸主との間で契約を締結することの合意を得ること。合意にあたっては、貸主・借主双方の記名捺印をした書面を必要とする。なお、合意書面には仲介人の記名捺印もあることが望ましい。
 - ③社会福祉法人である場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号等厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知)」第 1 の 1 又は 2 を満たすこと。

A 7. 申請資格

審査基準によるもののほか、小規模保育事業所を設置運営するための十分な資力と信用を有し、また、児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した事業所運営ができる者で以下の要件をすべて満たす者としてします。

なお、申請者が新規に保育事業を始める者である場合には下記の要件に加え、施設長候補者を既に決定していることを要件とします。

- (1) 法人格を有しているか、開設日までに小規模保育事業所を運営する法人を設立する者。ただし、下記を除く。
 - ①政治的な目的により設立された法人
 - ②市川市暴力団排除条例(平成 24 年市川市条例第 12 号)に規定する暴力団または暴力団員等と密接な関係を有すると認められる法人
- (2) 児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項に定める基準をすべて満たす者。
- (3) 「家庭的保育事業等の認可等について(平成 26 年 12 月 12 日雇児発 1212 第 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」に示されている要件をすべて満たす者。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)第 167 条の 4(一般競争入札の参加者の資格)の規定及び次のいずれかに該当しない者。
 - ①法人税、消費税、地方消費税、都道府県民税、市町村民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業所税及びその他市川市税を滞納している者
 - ②手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
 - ③本申請日前 6 ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (5) 本要領に定めるもののほか、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)、児童福祉法、

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年市川市条例第 13 号)、市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年市川市条例第 14 号)その他の関係法令及び通知等を遵守して小規模保育事業所を設置・運営できる者。また、保育の実施責任者である市川市からの指導等を遵守できる者。

A 8. 認可外保育施設(簡易保育園)から移行する場合の留意点

認可外保育施設から小規模保育事業所に移行する場合は、制度上の違いなど下記の点に十分留意した上で申請を検討してください。

- ①利用申請受付、利用調整、保育料徴収額決定は市川市(市川市外の住民の場合は住んでいる場所の市町村。以下、本項にて同じ。)が行います。
- ②現施設の利用者が認可後も引き続き利用を希望される場合は、市川市に支給認定申請及び利用申請を行っていただく必要があります。ただし、支給認定申請及び利用申請を行っても、利用調整の結果引き続きの利用ができない場合があります。
- ③現施設の利用者との契約は、小規模保育事業所に移行する日の前日までに解除していただきます。
- ④小規模保育事業所に移行する旨の利用者への説明は、申請前に事業者の責任において行っていただきます。また、本市が小規模保育事業所への移行を承諾した後にも説明を行っていただきます。
- ⑤認可後の保育士定数にカウントされる職員は、全員が保育士有資格者であり、かつ保育士登録を行っている必要があります。ただし、乳児が 4 人以上在籍している場合は、看護師、准看護師または保健師 1 名を保育士としてカウントできる特例があります。
- ⑥給食は自園調理が原則となります。
- ⑦小規模保育事業所に移行するための改修工事、準備または移転等を理由として臨時休園することは原則として認めません。
- ⑧小規模保育事業所に移行するために移転する場合は、現施設の利用者の利便に配慮し、できる限り現施設から近い場所を移転先としてください。また、予め移転について利用者の同意を得てください。

A 9. その他留意事項

- (1) 下記のような場合には、整備対象地域を変更することがあります。変更する際は、市川市公式 Web サイト上(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>)でお知らせします。
 - ①認可保育園・小規模保育事業所・認定こども園の新規開設や定員増等によって、子ども・子育て支援法に基づく 2・3 号支給認定の定員数が「市川市子ども・子育て支援事業計画」における目標に達すると見込まれる地域が生じた場合。
 - ② 2・3 号支給認定者数の実数が「市川市子ども・子育て支援事業計画」で想定した人数を大幅に上回って推移すると見込まれる地域が生じた場合。
- (2) 本要領に記載している設備運営要件、運営費、スケジュール等が改正法令等と整合しなくなった場合は、改正法令等を優先します。その時点で申請済または審査結果通知により整備を承諾済の案件についても、改正法令等に合わせるための計画内容の修正を求めることがあります。
- (3) 本要領に基づき小規模保育事業所の設置・運営事業者として選定されても、その後の事情等により小規模保育事業所の設置が認められない場合があります。なお、市川市はその際に生じた損害その他一切の責任を負いかねます。

B. 運営に関する要件

法令及び審査基準によるもののほか、「市川市子ども・子育て支援事業計画」等に基づく整備を進める観点、及び小規模保育事業者に保育の質の向上を求める観点から、小規模保育事業所の運営に関する要件を下記のとおり設定します。

B 1. 定員及び受入年齢

《定員》

10名 ～ 19名

※可能な限り1歳児の定員を大きく設定してください。

※下の年齢児より少ない定員を上年の年齢児で設定することは認められません。

※市内で認可保育園を既に運営している法人による申請であって、その認可保育園を連携施設として設定し、かつ定員変更を伴う場合は、事前にご相談ください。

《受入年齢》

乳児(生後57日以上) ～ 2歳児

※乳児については、施設設置地域における保育ニーズ及び「市川市子ども・子育て支援事業計画」等を勘案して、受入月齢を最大12ヶ月以上まで引き上げるか、または乳児定員を設定しないことを認める場合もありますのでご相談ください。

B 2. 開園時間

延長保育時間を含めた開園時間は、平日・土曜日ともに下記を原則に、連携施設の開園時間を考慮して設定するものとします。

7:00 ～ 20:00 (最低の開園時間 7:30 ～ 18:30)

※連携施設が幼稚園の場合はご相談ください。

B 3. 休園日

下記に示す日以外を休園日とすることは認められません。なお、①③を開園日とする場合は、予め市川市との協議が必要となりますのでご相談ください。

①日曜日

②土曜日(ただし、連携施設が幼稚園の場合に限ります。)

③国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

④年末年始(12月29日～1月3日)

B 4. 給食

給食は自園調理とし、完全給食を実施してください。

※小規模保育事業所を社会福祉施設等(幼稚園を含みます。)に併設し、その施設に設置された調理室または調理設備が小規模保育事業所の調理室または調理設備を兼ねる場合は自園調理とみなします。

※連携施設、または設置する小規模保育事業所と同一の設置運営者(関連法人を含みます。)が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設または医療機関から搬入する場合に限り、給食の外部搬入を認める場合があります。

B 5. 職員配置等

下記の国通知及び市川市が定める①～④の法令(以下「市川市条例等」といいます。)を遵守するほか、下記の(1)～(4)によるものとします。配置が必要な職員については、開園する一月前までに確定させること。

【国通知】

○特定教育・保育施設等に要する費用の額の算定に関する基準の制定等に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号等内閣府子ども・子育て本部統括官等通知)

【市川市条例等】

①市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第13号)

②市川市小規模保育事業認可に関する審査基準(平成27年7月22日制定)

※(2)～(4)に示す「常勤」の定義は下記のとおりとします。

「無期または1年以上の雇用契約であり、かつ就業規則に定められた勤務時間(1日6時間以上かつ月20日以上)の勤務に限る)で勤務すること」

(1) 以下の職員を必ず置くこと。

①管理者(施設長) ②保育士 ③栄養士または調理員

(2) 管理者の配置については、下記を遵守すること。

①管理者は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、小規模保育事業所の運営について迅速かつ的確な判断ができる常勤かつ専任の者であって、下記要件のうちいずれか一つを満たす者とする。

○保育士資格を有し、認可保育所、認定こども園または小規模保育事業所(以下「認可保育施設」といいます。)において常勤職員として2年以上の実務経験を有する者。

○児童福祉事業に2年以上従事した経験を有し、かつ社会福祉法人日本保育協会主催の「保育所初任保育所長研修会」を修了したか、または管理者就任日までに受講できる者。

○社会福祉主事の資格を有し、かつ児童福祉事業に2年以上従事した経験を有する者。

※上記要件を満たしても、公定価格の管理者設置加算の対象とならない場合があります。

②保護者及び地域住民との信頼関係の形成や施設運営の安定を図るため、開設後3年間は管理者を変更しないこと(やむを得ず変更する場合は市の同意が必要)。

(3) 保育士の配置については、下記を遵守すること。

①最低配置人数は、定員を算出根拠とし、上記の【国通知】【市川市条例等】及び通常保育以外に実施する事業(要綱の定めと同等の要件を満たして実施する自主事業を含む)に係る要綱等に定める保育士数とし、常勤かつ専任の者とする。

②①に該当する保育士のほか、非常勤の保育士を1名以上配置すること。

③上記のほか、児童処遇向上と職員の待遇改善のため保育士の加配に努めること。

※市川市では国基準を越えて常勤保育士を雇用している事業所に対し、運営費の加算を行っております。

(4) 栄養士または調理員の配置については、下記を遵守すること。

①常勤かつ専任の者を1名以上すること。

②①に該当する者のほか、非常勤の調理員を1名以上配置することが望ましい。

③調理業務を委託する場合は、調理員を配置しているものとみなす。

④栄養士を配置しない場合は、連携施設か、または同一法人が運営する他の認可保育施設の栄養士が、設置する小規模保育事業所で栄養管理、保護者等からの相談対応、他の職員に対する栄養学的助言等を含む栄養士業務を確実に実施する体制

を整えること。

B 6. 連携施設について

- (1) 市内の認可保育園、認定こども園または幼稚園を連携施設として設定すること。
- (2) 設置する小規模保育事業所の卒園児を受け入れる連携施設については、下記の要件をすべて満たすこと。
 - ①原則として小規模保育事業所から概ね 1,000m 以内に所在していること。
 - ②小規模保育事業所の卒園児全員の受入枠が確保できること。
 - ③小規模保育事業所と同じかそれ以上の開設時間及び開設日を設定していること。
- (3) 連携施設との連携協力事項に関する協定、契約等を書面により締結すること。

B 7. 通常保育以外の事業（サービス）について

設置する小規模保育事業所の施設設備や職員を活用して通常保育(延長保育を含む)以外の事業(サービス)を実施する場合、事業の内容によっては「市川市子ども・子育て支援事業計画」との整合性をとるため、または認可施設としての実施の妥当性を確認する必要があるため、ご相談ください。

なお、通常保育以外の事業を実施する場合は、職員配置や施設設備等において、事業が継続的に実施できる体制を整えてください。

B 8. 経理について

開設後の経理については、下記のとおり対応してください。

- (1) 設置する小規模保育事業所専用の口座を設けること。
- (2) 設置する小規模保育事業所に係る経理区分を設けるとともに、財務諸表を作成すること。
- (3) 設置する小規模保育事業所に適用する経理規程を整備すること。
- (4) 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすること。

B 9. その他運営に関する要件

- (1) 保護者会の設置を妨げないこと。
- (2) 苦情解決の仕組みを整備すること。
- (3) 業務上取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき適切に取り扱うこと。
- (4) 実費負担及び上乗せ負担の設定にあたっては、市川市と協議すること。
- (5) 保育士の定着に努め、保育士の異動がある場合は保育内容に関する十分な引継ぎを行うこと。
- (6) 地域交流や行事への招待など、近隣住民との良好な関係づくりに努めること。
- (7) 市川市による児童福祉法等に基づく指導監査に協力し、指導・指摘があった場合には従うこと。
- (8) その他、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、消防法、市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他の関係法令及び通知等を遵守すること。

C. 施設及び設備の整備に関する要件

法令及び審査基準によるもののほか、小規模保育事業者に対し保育の質向上を求める観点から、小規模保育事業所の施設及び設備の整備に関する要件を下記のとおり設定します。

C 1. 施設及び設備

【市川市条例等】を遵守するほか、下記の（１）～（６）によるものとします。

- （１）屋外遊戯場を同一敷地内に確保できない場合は、下記のとおり対応すること。
 - ①屋外遊戯場の代替地として、屋外活動に当たって安全が確保される公園、広場、寺社境内等を指定すること（ただし、管理者の了解を得ること）。
 - ②代替地は、小規模保育事業所から概ね 300m 以内に所在し、かつ便所・水飲場・手洗場が設置されていることを原則とする。
 - ③園児の移動に際して安全が確保できるよう十分に配慮すること。
 - ④代替地を他の保育園等も利用している場合は、利用時間の調整等を行うこと。また、代替地が公園等の場合、他の利用者がいることに十分配慮すること。
 - ⑤代替地を指定する場合であっても、小規模保育事業所の敷地内に可能な限りプール遊びができる環境を確保するよう努めること。
- （２）屋上に屋外遊戯場を設ける場合は、「児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成 14 年 12 月 25 日雇児発第 1225008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を準用すること。
- （３）送迎用駐車場及び駐輪場、ベビーカースペースの設置に努めること。ただし、送迎用駐車場等の設置が困難な場合は、送迎の際の駐停車等に十分配慮できるよう環境を整えたり、自動車による送迎を禁止したりする等の配慮をすること。
- （４）調理室または調理設備には、感染症拡大防止のため手洗い設備を設置すること。そのほか、調理員専用の便所の設置など、感染症拡大防止に有効な措置を可能な限り講じること。
- （５）児童が使用する場所と調理員が使用する便所を同室に設置しないよう努めること。
- （６）ほふく室及び保育室には児童が使用する手洗い器を設置するよう努めること。

C 2. その他整備に関する要件

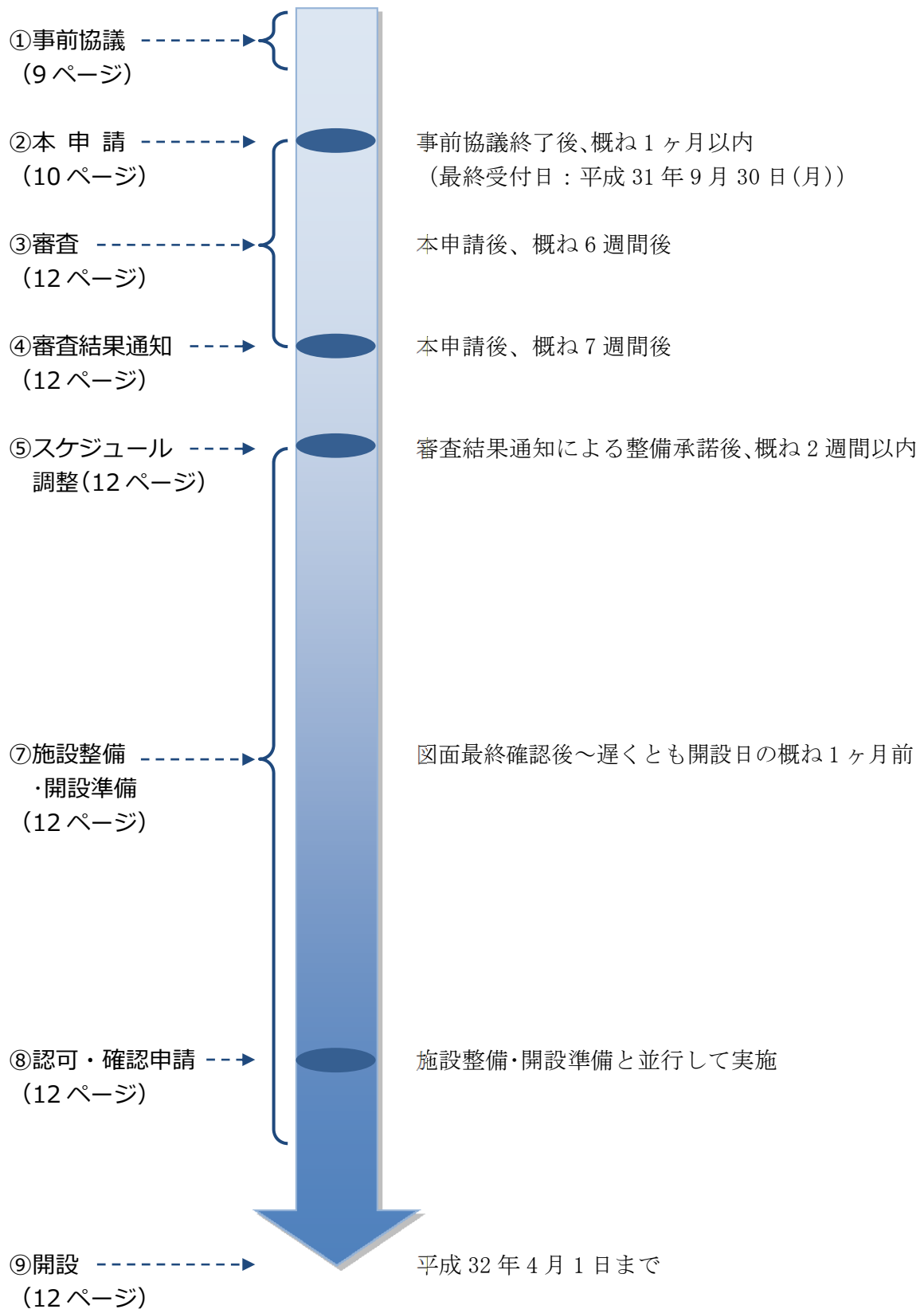
- （１）開設日の 1 ヶ月前までに検査済証の交付を受ける（用途変更の場合は工事完了届を提出する）よう工事工程を組むこと。
- （２）事前協議終了後、本申請までに、申請事業者自らが、近隣住民等に対する小規模保育事業所の整備・開設に係る周知・説明を実施すること。また、設置・運営事業者として決定された後にも同様の説明を実施すること。
- （３）騒音等の環境面に配慮するとともに、近隣住民との調整、紛争解決など、申請事業者の責任において誠意を持って対応すること。
- （４）施設及び設備の設計に際しては、関係機関と協議調整のうえ、建築基準法及び消防法等の法令に適合することを確認すること。
- （５）整備に際しては、管轄の消防署及び市川保健所に相談し、指示・指摘等を受けた場合はそれに従うこと。
- （６）工事請負や備品購入の契約等にあたり、市川市暴力団排除条例を遵守すること。
- （７）既存建物である場合は、建築基準法上の用途を「保育所」に変更すること。
- （８）認可外保育施設からの移行で改修工事や移転を行う場合は利用者によるその旨を説明し、利用者の理解と同意を得ること。

C 3. 施設名称（園名）について

小規模保育事業所の名称は、市内及び隣接する市区の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所、市内の認可外保育施設に同一の名称がないことを要件とします。なお、市民が市川市内の既存施設と混同するような紛らわしい名称であると市川市が判断した場合には、名称を変更していただく場合があります。

D. 申請から開設までのスケジュール

参考として、スケジュールの一例を以下に示します。実際のスケジュールは、事前協議や本申請をした時期、工事の有無や工事内容、また開設予定日等によって変わってきます。



E. 申請方法・審査及び整備の流れ

E 1. 事前協議

適格性審査の受審を希望される場合は、本申請の前に必ず事前協議を申し込んでください。

《受付期間》

下記の期間中に随時、申し込みを受け付けます。

○平成31年4月まで開園分

平成30年2月5日(月)～平成30年9月14日(金)

○平成32年4月まで開園分

平成30年11月1日(木)～平成31年9月13日(金)

《提出書類》

	書類	備考・様式
1	事前協議書	・【様式第18号】
2	運営法人に係る概要調書(事前協議用)	・【様式第19号】 ・運営法人を新規に設立する場合は予定または案で提出すること ・法人パンフレットまたは法人の概要がわかる資料、及び運営施設一覧を添付すること
3	運営法人を新規に設立する場合の申請者概要調書(事前協議用)	・【様式第20号】 ・申請事業者が運営法人である場合は不要
4	小規模保育事業所設置計画概要書(事前協議用)	・【様式第21号】 ・近隣住民への説明に係る地図及び説明資料を添付すること。
5	小規模保育事業所設置計画地位置図(事前協議用)	・【様式第22号】
6	配置図・平面図・立面図	・事前協議時点で未作成の場合は不要 ・図面に記載すべき事項は付表2を参照

《提出部数》

正本1部

《書類の綴じ方》

サイズはA4判(図面はA3判)とし、左綴じとしてください。

《事前協議の予約及び書類の提出》

予め電話によりご予約の上、書類を持参してご来庁ください。

〒272-0021 市川市八幡3丁目4番1号 アクス本八幡2階

市川市こども政策部 こども施設計画課 TEL: 047-711-3061(直通)

※質疑については下記のとおり受け付けます。

- ①質疑できる者 : 「A7. 申請資格」を満たす者
- ②質疑方法 : 質疑書【様式第23号】により行ってください。提出は持参またはFAXによるものとします。受付期間外に市川市こども政策部こども施設計画課に到着した質疑書にはお答えいたしかねます。
- ③受付期間 : 平成30年1月31日(水)～平成31年9月13日(金)
- ④質疑に対する回答 : 到着後概ね1週間以内に、質疑内容とともに市川市公式Webサイト上(<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>)に公開いたします。

す。なお、質疑に対する回答はこの要領と同等の効力を有するものとします。

⑤提出先 : 〒272-0021 市川市八幡3丁目4番1号 アクス本八幡2階
市川市こども政策部 こども施設計画課
TEL : 047-711-3061(直通) FAX:047-711-3074

E 2. 本申請

《受付期間》

事前協議終了後、概ね1ヶ月以内に本申請を行ってください。

(最終受付日は平成31年9月30日(月)です)

《提出書類》

資料番号	書類	備考・様式
0	提出書類チェック表	・提出書類ごとに作成・綴じ込みしたことを【チェックリスト1】で確認のうえ、チェック欄に☑を入れること
1	適格性審査受審申請書	・【様式第1号】
2	誓約書	・【様式第2号】
3	事業計画書	・作成要領は付表1を参照
4-1	運営法人に係る概要調書	・【様式第3号】 ・法人パンフレットまたは法人の概要がわかる資料、及び運営施設一覧を添付すること ・4-1～4-3は、運営法人を新規に設立する場合は予定または案で提出すること
4-2	運営法人の定款の写し	・代表者の原本証明を付すこと
4-3	役員名簿及び代表者の経歴書	・様式は任意
4-4	運営法人の登記履歴事項全部証明書	・申請日前3ヶ月以内に発行された原本 ・4-4～4-8は、法人を新規に設立する場合は不要
4-5	運営法人の印鑑証明書	・申請日前3ヶ月以内に発行された原本
4-6	運営法人の納税証明書	・税務署が発行する“その3の3”様式指定 ・申請日前3ヶ月以内に発行された原本
4-7	運営法人の決算書(株式会社等の場合は損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書、キャッシュフロー計算書を含む)及び法人税申告書の写し	・直近3ヶ年分 ・代表者の原本証明を付すこと ・下記の2点について提出すること ①当該法人分 ②重要な関係会社分(議決権のある株式を50%以上取得している親会社または法人代表者が同一もしくは親族関係にある会社)
4-8	運営法人の財産目録	・直近のもの
4-9	運営法人を新規に設立する場合の申請者概要調書	・【様式第4号】 ・当該申請事業者が法人である場合は、法人パンフレットまたは法人の概要がわかる資料、及び当該法人に係る4-2～4-8と同じ資料を添付すること ・運営施設一覧を添付すること ・申請事業者が運営法人である場合は不要
5-1	小規模保育事業所設置計画概要書	・【様式第5号】 ・乳児室、ほふく室または保育室を2階以上に設置する場合は、耐火性能を確認できる書類(確認申請書等)を添付すること ・近隣住民等への説明に係る地図及び説明資料等を添付すること
5-2	小規模保育事業所設置計画地位置図	・【様式第6号】
5-3	屋外活動に関する調書	・【様式第7号】
5-4	連携施設に関する調書	・【様式第8号】 ・連携協力に係る連携施設との契約書等又は連携協力することについて連携施設と合意したことを証する書類の写しを添付すること
5-5	土地及び建物の登記履歴	・申請日前3ヶ月以内に発行された原本

	事項全部証明書	・建物の証明書については、新築の場合は不要
5-6	確認済証及び検査済証の写し	・新築の場合は不要
5-7	土地及び建物の賃貸借契約書または賃貸借を契約することについて貸主と合意したことを証する書類の写し	・賃借料、契約期間等諸条件が記載されていること ・貸主と合意したことを証する書類は、貸主・借主双方の署名捺印がなされている書類とする ・代表者の原本証明を付すこと
5-8	配置図・平面図・立面図	・図面に記載すべき事項は 付表2 を参照 ・平面図については、 付表2 に掲げる事項が図面に記載されていることを「平面図チェック表【チェックリスト2】」により確認し、チェック欄に☑を入れたうえで「平面図チェック表」を添付すること ・関係機関と協議調整のうえで作成した図面を提出すること
5-9	建築基準法及び同法施行令上の保育所の基準を満たす旨の証明書	・延床面積が 100 m ² 以下で建築確認を行わない場合に提出すること(様式任意) ・建築士による証明とする
5-10	工事費等概算見積書	・施設整備費、備品購入費等が確認できる設計会社等が発行したもの
5-11	工事工程表	・設計会社等が作成したもの
6-1	資金計画書	・【様式第9号】 ・必要に応じて下記書類を添付すること ①償還計画表 ②贈与契約書の写し(要原本証明) ③残高証明書 ④所得証明書 等
6-2	自己資金内訳書	・【様式第10号】 ・銀行等の残高証明書(申請日前1ヶ月以内の日付を証明基準日とした原本)を添付すること ・残高証明書の証明基準日を同日に揃えること
7-1	管理者(施設長)予定者調書	・【様式第11号】
7-2	職員配置計画書	・【様式第12号】 ・保育士の1日の勤務シフトがわかる資料を添付すること
8-1	管理・運営に関する調書	・【様式第13号】
8-2	労務管理・福利厚生等に関する調書	・【様式第14号】
9-1	既存運営施設の概要調書	・【様式第15号】 ・認可外保育施設からの移行の場合は当該施設を、それ以外の場合は運営中の認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所または児童福祉法に基づく認可を受けた事業所内保育事業所(これらの施設を運営していない場合は認可外保育施設)の中で平成27年度以前に開設した施設のうち、直近に開設した施設を対象とする(27年度以前に開設した施設がない場合は28年度以降に開設した施設のうち最も早く開設した施設を対象とする) ・当該施設のパンフレット等があれば添付すること ・9-1～9-4は、上記に記載する保育施設の運営実績がない場合は不要
9-2	過去3ヶ年分の法人及び既存運営施設の指導監査結果及び回答書の写し	・9-2～9-4については、9-1で取り上げた施設を対象とする ・代表者の原本証明を付すこと ・過去3ヶ年のうちに指導監査を受けた実績がない場合は、直近のものを提出すること
9-3	既存運営施設の管理・運営に関する調書	・【様式第16号】
9-4	既存運営施設の労務管理・福利厚生等に関する調書	・【様式第17号】
10	その他必要な資料等	・事業計画書を補足するための添付書類等 ・その他市長が必要と認める書類

《提出部数》

正本 1 部 副本 5 部(正本の写し)

《書類の綴じ方》

- ①サイズはA 4 版(図面はA 3 版)とし、表紙及び目次を付けて左綴じとしてください。
- ②資料番号を付したインデックスを添付してください。
- ③両開きのパイプ式ファイルで綴じてください。

《本申請の予約及び書類の提出》

予め電話連絡によりご予約の上、書類を持参してご来庁ください。

〒272-0021 市川市八幡 3 丁目 4 番 1 号 アクス本八幡 2 階

市川市こども政策部 こども施設計画課 TEL : 047-711-3061(直通)

E 3. 審査及び審査結果通知

《審査》

主に下記事項について審査・確認をいたします。

- ①申請事業者が本要領の「A 7. 申請資格」を満たしているか
- ②整備計画が本要領の「C. 施設及び設備の整備に関する要件」を満たしているか
- ③運営計画が本要領の「B. 運営に関する要件」を満たしているか
- ④申請事業者及び提出された計画が本要領の「E 8. 失格要件」に該当しないか
- ⑤「市川市子ども・子育て支援事業計画」との整合性がとれているか
- ⑥認可外保育施設からの移行の場合は、本要領の「A 8. 認可外保育施設(簡易保育園)から移行する場合の留意点」等に十分留意された計画であるか等

※審査期間中に既存運営施設(資料番号 9-1)を視察させていただく場合があります。

※市川市の委託により信用調査会社が財務状況等の調査を実施する場合があります。

《審査結果通知》

審査終了後、書面により審査結果を通知します。ただし、整備を承諾する場合は、「E 4. 施設整備・開設準備」の手続きによって整備計画の設備運営基準等への適合性が確認できることを条件とします。

通知書は、本申請を受理してから概ね 7 週間後を目安に郵送いたします。

E 4. 施設整備・開設準備

審査結果通知により整備を承諾したあと、施設整備や開設準備を進めていただく前に、開設までのスケジュールや整備計画の最終的な協議・調整を行います。この協議・調整を行う前に施設整備や開設準備を進めた場合、追加工事が発生する等の可能性が高くなりますので十分留意してください。

E 5. 認可申請、特定地域型保育事業所の確認申請及び開設

認可申請及び特定地域型保育事業所の確認申請は、開園日の 2 ヶ月前までに行っていたと予定。なお、市川市子ども・子育て会議において認可・確認に係る意見聴取を実施する都合上、管理者(施設長)は開園日の 4 ヶ月前までに決定していただく必要があります。

E 6. 辞退について

事前協議後、または本申請後であって結果通知前に辞退するときは、いずれも文書(任意様式)により届け出てください。

審査結果通知による整備承諾後の辞退については、そのタイミングによって認可保育施設の利用を希望される市民等に大きな影響を与えることがあるため、市川市の同意を必要とします。やむを得ず辞退を希望される際は、市川市に協議を申し入れてください。

E 7. 提出書類の取り扱い

事前協議または本申請時に提出された書類は返却いたしません。

E 8. 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①提出書類に故意に基づく虚偽があった場合
- ②事業計画の内容が本要領で定めた条件を満たさない場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④過去 3 ヶ年の間に実施された、申請者が運営する児童福祉施設、地域型保育事業所、認可外保育施設及び申請者の本部等に対する社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法、地方公共団体が定める基準または要綱その他の関係法令及び通知等(以下「関係法令」という。)に基づく報告、質問、立入検査または調査等(以下「監査」という。)(過去 3 ヶ年の間に監査の実施実績がない場合は直近に実施された監査)の結果、監査実施機関から受けた指示、勧告または命令等に従わなかった等の事案から、関係法令を遵守して小規模保育事業所を設置・運営することができない恐れがあると認められる場合
- ⑤財務状況及び経営状況に、保育園の安定的な運営に支障が生じる恐れがある問題があると認められる場合
- ⑥民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)の適用を受け、申請者に財産的能力がなくなると認められる場合
- ⑦刑事事件その他の不祥事により、申請者の信用が失墜したと認められる場合
- ⑧次のいずれかに該当する場合
 - ア 申請者または申請者の役員等(役員、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者。以下「役員等」という。)が市川市暴力団排除条例(平成 24 年市川市条例第 12 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 3 号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)、または暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)であると認められる場合
または暴力団若しくは暴力団員等が申請者の事業経営に実質的に関与していると認められる場合
 - イ 申請者または申請者の役員等が、自己、自社・法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められる場合
 - ウ 申請者または申請者の役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
 - エ 申請者または申請者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- ⑨その他、本要領及び関係法令に違反すると認められる場合

F. 運営費に対する委託料・補助金

運営費については、子ども・子育て支援法第 29 条及び第 30 条に基づく地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費を支出します。詳細については、こども施設計画課までお問合せください

G. その他

- (1) 施設整備、設置認可申請、開設に至るまでの準備手続については、市川市と十分に協議しながら進めることとします。
- (2) 選定後に申請内容を変更する場合には、市川市と協議の上、合意することを要します。
- (3) 選定後であっても、本要領、申請内容及び関係法令等に基づいた小規模保育事業所の設置・運営が行えないと判断される場合は、選定を取り消すことがあります。
- (4) 開設後に小規模保育事業所を廃止又は休止するときは、市川市との協議及び承認を必要とし、運営事業者の意思のみで廃止又は休止を行うことはできません。
- (5) 開設後、定員まで児童が入園することを保証するものではありません。
- (6) 申請に関する一切の費用は申請事業者の負担とします。
- (7) 今回の小規模保育事業所(A型)自主整備計画適格性審査に際して市川市が提供する資料を、申請目的以外で使用することを一切禁じます。また申請目的であっても、市川市の許可なく第三者に資料を提供したり内容を提示したりすることを禁じます。

<付表 1> 事業計画書の作成要領

- ①様式は任意です。ただし、サイズはA4判としてください。
- ②下記に記載するすべての事項について、タイトルを変えずに、この順番どおりに記述してください。
- ③事項それぞれに関する申請事業者の考え方、これまでの実績、実施計画、アピールポイント等について、必要に応じて挿絵や図表を入れるなど、できるだけ具体的に記述してください。
- ④「C. 小規模保育事業所の管理・運営に関する事項」については、視察先施設の概要調書(様式第 15 号)の対象施設における状況と今回計画する小規模保育事業所での実施方針の両方に触れながら記述してください。
- ⑤他の提出書類と内容が整合するよう配慮してください。
- ⑥他の提出書類に説明を委ねることを妨げません。ただし、その場合でも概略は記述し、また、参照する資料がわかるよう措置をとってください。

事業計画書に記載する事項**A. 法人に関する事項**

	タイトル	内容
1	経営理念・経営方針・小規模保育事業所設置の動機	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の経営理念及び経営方針、また小規模保育事業所を設置する動機 ・申請者が運営法人を新規に設立する場合、経営理念及び経営方針は申請者と運営法人のそれぞれについて記載すること
2	保育施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・運営している認可保育園、地域型保育事業所、地方単独制度による認証・認定等を受けた保育施設、その他認可外保育施設の数及び一覧 ・病後児保育、休日保育、障害児保育等の実績
3	その他通常保育以外の事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育、地域子育て支援センター等の実績
4	小規模保育事業所運営に対する経営者の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・保育事業を実施する者としての使命と責任、社会への貢献、今後の事業展開など
5	職員が働きやすい職場環境づくりに対する考え方と取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の確保方策 ・職員の定着化に対する考え方、及び下記に関する制度等の内容、状況、独自の取り組み、今後の方針など ①ワークライフバランス ②勤務評定制度 ③職員の安全、衛生、健康管理 ④各種手当 ⑤時間外勤務 等

B. 計画する小規模保育事業所の施設に関する事項

	タイトル	内容
1	コンセプト	・施設、立地、保育内容を含めた全体的な構想やイメージ
2	立地環境	・小規模保育事業所設置計画地の周辺環境、利点、課題と対応策など
3	安全・安心のための対策	・防災、防犯、事故防止のための施設上の対策や機能など
4	園児等への配慮	・園児、保護者、職員、近隣住民等に対して配慮したポイント

C. 小規模保育事業所の管理・運営に関する事項

	タイトル	内容
1	保育理念及び運営方針	・事業所としての保育に対する基本的な考え方、保育理念や運営方針の日常の保育への反映方法、通常保育以外の事業(サービス)など
2	食物アレルギーへの対応	・食物アレルギーへの対応の考え方、除去食・一部代替食・完全代替食の別など
3	非常時及び事故発生時の安全対策	・火災、地震、風水害発生時の避難訓練 ・不審者対応、感染症対策、その他安全対策
4	投薬	・投薬に対する考え方 ・保護者からの投薬希望に対する対応 ・誤飲防止策、看護師の配置など
5	園児の発達状況及び保育目標に関する記録と保育への活用	・園児一人ひとりの発達状況の記録の有無、職員間での情報共有、保育への活用方法など
6	保護者に対する情報提供	・園だよりやメール情報サービス等、日常の保育状況等を保護者に伝える手段、また施設内での事故発生時における保護者への連絡方法など
7	小規模保育事業所と保護者あるいは保護者同士の意見交換の機会の提供	・個人面談、保護者会など小規模保育事業所と保護者との意見交換や協議の場の設定状況 ・保護者同士の意見交換、コミュニケーションの機会提供の状況など
8	保護者からの意見・要望・クレームへの対応	・保護者から意見等があった場合の対応方法、意見等を日常の保育等に反映させる仕組みなど
9	職員の育成方針	・職員の研修の実施や自己研鑽の促進など
10	地域交流	・小規模保育事業所と地域住民との交流、近隣の小学校や高齢者施設等との連携など
11	保育内容の評価	・第三者評価、自己評価等による現状の保育等の評価、分析、反映など

<付表2> 図面に記載する事項**A. 配置図**

	箇所	記載する内容
1	道路	名称、幅員、道路境界線、高低差、方位
2	隣地等	隣地境界線、高低差、擁壁
3	建物	出入り口、境界までの距離、スロープ勾配
4	外構	内扉、外柵、駐車場
5	屋外遊戯場(園庭)	面積、遊具の配置

B. 平面図

	箇所	記載する内容
1	各室共通	名称、床面積(壁芯面積)、出入口、窓、壁、下駄箱、棚・ロッカー、手洗器、沐浴設備、調理設備、調乳設備、エレベーター・ダムウェーター
2	乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室	床面積(壁芯面積に加え有効面積を併記)、部屋の使用年齢、定員
3	トイレ	便器(大、小)、手洗器、汚物処理設備
4	避難用設備	市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第7号に定める基準を満たす階段等の名称 例) ○屋内階段(建築基準法施行令第123条第1項各号該当) ○待避上有効なバルコニー ○非常用滑り台(建築基準法第2条第7号の2該当) ○屋外階段

C. その他必要な記載事項

- (1) 住所(地名地番・住居表示)、建ぺい率、容積率、用途地域、各階床面積
- (2) 土地が2筆以上の場合は、敷地図に地番を記載すること